

令和7年余市町議会第2回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時58分

○招 集 年 月 日

令和7年6月23日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和7年6月24日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	阿 部 弘 亨
福 祉 課 長	大 森 直 也
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	枝 村 潤
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
選挙管理委員会委員長	絹 野 秀 克
選挙管理委員会事務局長	小 林 武
（併）監査委員事務局長	

○事務局職員出席者

事 務 局 長	羽 生 満 広
書 記	寒河江 美 桜
書 記	山 内 千 洋

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和7年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番（土屋美奈子君） 令和7年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしく願いをいたします。

件名、防災体制の強化について。6月3日に北海道が公表した日本海沿岸地震・津波被害予測では、最悪のケースで7,500人の死者が想定され、甚大な被害の可能性が示されました。公表された日本海側の33市町村に関する被害の想定で余市町では死者40人、全壊する建物は860棟となっています。想定を取りまとめた専門家は、迅速な避難を徹底すれば津波による犠牲者を大幅に減らすことができる。地震や津波を自分事として受け止めて、避難経路の確認や避難で持ち出す物の準備など、身の回りのできることから備えを進めてほしい。また、中長期的には集落の高台への移転など、災

害に強いまちづくりについて住民と行政が一体となって考えていくことも大切だとまとめています。また、昨今の地球温暖化に起因すると見られる異常気象や災害は激甚化、多発化をしております。これらを踏まえて、本町の防災対策について、以下質問いたします。

1、北海道の公表を受けて、小樽市においてはホームページで日本海沿岸の地震・津波被害想定に基づき、住民の皆さんの安全、安心のために公助に必要な備えを進めると公表しておりますが、本町においては検証されたのかお伺いいたします。

2、昨年修正された本町の防災ガイドマップでは、これまで津波避難には適さないとされていた比較的海岸から近い避難所も新たに津波の避難所と指定されておりますが、この経過をお知らせいただきたい。

3、本町の地域防災計画にもある自主防災組織について、どのくらいの組織が結成されているのかと、その活動内容をお知らせいただきたい。

4、区会防災活動助成金のこれまでの活用状況を伺います。

5、高齢者、要配慮者への支援について、避難行動要支援者名簿の最新化の状況と支援体制は整っているのかをお伺いいたします。

6、避難所の整備、運営に関して、地域の人たちだけでも運営体制を整えられるようなマニュアルも必要かと考えますが、見解をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に対して答弁します。

まず、1点目の日本海沿岸の地震・津波被害想定についてですが、このたび公表された被害想定を検証し、改めて地震、津波災害については、本町で起こり得る災害の中でも甚大な被害が生じる可能性があるものと認識しています。

具体では、建物被害や避難所数など人的被害について、これまでの被害想定と比較して増大していることから、今後地域防災計画の修正や備蓄数量の見直しを行う予定です。

また、早期避難率が高い場合には、死傷者数が減少することが示されていますので、町としては地域や学校での防災学習会等を通じて津波避難ビルや高台への早期避難について周知、啓発を図るなど、ソフト対策を重点的に進めていきます。

次に、防災ガイドマップの津波避難所についてですが、令和5年度の防災ガイドマップの修正に併せて、指定緊急避難所の見直しを行ったところですが、以前までは、津波の浸水エリア外であっても海岸や河川付近に位置する場合は、津波の避難場所として指定していなかったところですが、避難の実効性を向上させることを目的に、津波の浸水エリア外の場合には避難可能と判断し、新たに19か所を津波の避難場所として指定したところであり、より近隣の避難場所への避難が可能となり、避難時間の短縮につながるものと考えます。

次に、自主防災組織についてですが、現在は各区会にその役割についてご協力をいただいているところです。各区会により体制や活動内容は異なるものと考えますが、町としましては現在進めている避難行動要支援者名簿の整備や防災訓練、防災学習会等の開催に当たり、各区会と連携、協力しながら進めているところです。

次に、区会防災活動助成金の活用状況についてですが、これまでに区会の防災学習会の開催に係る経費について助成をしています。今後も地域防災訓練や学習会を開催する中で、区会の防災活動に資する資機材等の整備に係る経費を助成するなど、地域の防災力向上につながる取組を進めます。

次に、避難行動要支援者名簿についてですが、令和7年1月1日現在で避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者の方は3,061人です。その中で、名簿記載情報の提供及び個別避難計画

の作成に同意し、かつ個別計画の作成に必要な情報の記載のある方は1,878人です。現在、それぞれの避難行動要支援者の現状を確認し、避難支援の必要性、優先度を判断し、避難支援等関係機関と連携し、支援体制の整備を進めています。

次に、避難所のマニュアルについてですが、現在作成済みのマニュアルは、避難者が中心となって運営することを目的としています。今後は、地域や学校における防災学習会などにおいて周知、活用するとともに、各避難所への設置を進め、災害時には迅速に避難所の設営、運営ができるよう取り組みます。

○9番（土屋美奈子君） 再質問させていただきます。

昨 years 余市町が地域の防災ガイドマップを作成したわけですが、その時点より厳しい内容の発表が北海道から今年あったということで、見直しをするという答弁でしたので、ここはぜひともお願いしたいというふうに思います。

地球温暖化に起因をするのかどうか分かりませんが、スピードが速いように感じています。日本を襲う、例えば地球温暖化に起因をするとしたら、大雨とか線状降水帯とか海水の温度が上がることによって起きると思われる、そういった現状というのはこれからますます増えてきて、多分本町にも遠からずというか、近くに起きるという可能性が高いというふうに思うのです。そういった中で、こういった北海道の発表、国の発表なんていうのも日々日々強くなっていくと思うので、その都度、適時というか、見直しを図っていただきたい。見直しをしていくという答弁でしたので、再度ここについての見解をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきます。

被害想定が更新されたということで、ご指摘のとおり日々、国際情勢もありますけれども、自然

災害の状況も日々日々変わっていきますので、その都度担当のほうでも現状の状況を踏まえた避難想定や計画についてアップデートはしているわけですので、引き続きその点は進めていきますし、北海道議会とかのほうでも北海道議会議員が来て、この想定が更新されたことに対して各自治体から要望を聞くというような相談会などもやった実績もありますし、こういう様々な関連機関との連携を取り合いながら、引き続き情報をアップデートしていくということでございます。

○9番（土屋美奈子君） よろしくお願ひいたします。

2番目の質問に移らせていただきます。避難所の件、防災ガイドマップでこれまで津波の避難場所とされていなかった比較的海岸から近いところ、実効性を確保するため、そして避難の持続性とか、そういったものを考慮して、19か所新たに指定したということなのですが、例えば海岸から近い避難所、この後質問する地域防災の取組もそうですけれども、こういった町の指針を基に地域の防災力だとか強化していくと思うのですが、そもそもここはしっかりしていかなければいけないというふうに思うのです。地域で、例えば今回の北海道の発表を受けて考えたとしたら、地震から第1波の津波が押し寄せるまでに5分という発表がありました。そういったときに、大きな地震が来たときに逃げる場所として日頃から防災ガイドマップに基づいて海岸のほうの避難場所へ逃げるという訓練がされていたとしたら、これはどうなのかなというふうに思うのです。例えば大川保育所だとか勤労青少年ホームだとか、もともと海の真横というか、ここら辺の検証の結果がよく分からないのです。大川小学校は、津波の避難所にはなっていないのです。ただ、勤労青少年ホームは津波に対して避難所と指定されたわけですから、そうすると、距離も何も離れていないし、この判断はどうであったのかというのがよ

く分からないのです。そもそも避難所として去年の2月の時点で機能するという判断をされたというのが私には理解ができなくて、その判断が妥当であればこれでいいのですけれども、町民に対して説明するという観点で、新たに海の近くの避難所を津波避難所とした経過というか、プロセスというか、立地条件とか、こういったものを考慮したのかということをお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

今回新たに公表されたわけで、避難所については35から19か所を新たな緊急避難施設として指定したわけでありまひす。新たに公表された日本海の沿岸の地震、津波の被害想定に関しては、新たな知見に基づく総合的な被害想定として今位置づけているもので、それに伴って本町としても新たな知見に基づいて避難所の見直しを行っているということでございます。その作成に当たっては、もちろん科学的な検証もしていますし、あとは高さですね、最大クラスの津波を想定して、何分どこまで達成するかという、そういう時間的なものとか高さを想定した上で指定した避難所であれば大丈夫ではないかというような想定でやっているということで、新たな知見と科学的根拠に基づいて担当のほうで精査しながら避難所を見直していくというようなプロセスというか、選考プロセスを経てやっているということでございます。

○9番（土屋美奈子君） 答弁いただきましたけれども、やっぱり私としては、例えば大川保育所だとか、海に向かって津波の避難のときに逃げるという想定がどうなのかというのは疑問が残ります。そもそも去年の時点で、あれほど危険が伴う施設として勤労青少年ホーム、今日の答弁でありましたけれども、避難所として逃げていいのか、耐震性はどうか、そういった検証をされたのかというのは不透明であるというふうに思ひまひす。

海の間近ですから、津波が、例えば陸から間近なところに日本海沿岸は断層があるのだそうです。だから、大きな地震が来たとしたら、すぐ津波が押し寄せるのだそうです。第1波は5分、そして最大の波、想定では8メートル、8.3メートルとされましたけれども、それが押し寄せてくるまでに17分というふうに言われています。みんなが逃げる方向として、津波の避難所として大川の方たちが勤労青少年ホームに向かうというのは、もう現実的にはどうなのかというふうに思うのです。

だから、そこら辺もしっかりと再度、深くこれ以上言いませんけれども、プロセスというものをしっかりと見直していただきたいというふうに思うので、津波に関してはなるべく高台へという指定を入れていただきたいと思うので、そこら辺のご答弁をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

水産加工研修センターですとか勤労青少年ホームについても避難所として指定されていますけれども、施設閉鎖が決定して、これから取壊しが行われることになりますので、もちろんここから避難所の見直しというのが行われますが、その見直しに関してはいただいた指摘も踏まえつつ、より安全な方向にいくようにきちんと担当のほうで精査するというかというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 次の質問に移らせていただきます。

自主防災組織についてです。今現在、その役割などを区会に伝えているところであって、まだ実質の組織というものの結成に至っていないのかなというふうに思うのですけれども、その枠組みを整えているところかなというふうに思ったのですけれども、その前提で質問させていただきます。

今回の北海道の発表を受けても、どんと災害が来てから、人命に影響を与えるような津波到達ま

での時間がとても短いのです。そういうときに、例えば広く全町的に行政だとか警察だとか、そういった組織が全員の避難の手助けをできるかといったら、それはなかなか難しくて、やはりその地域の人たちの共助というか、自助、共助、公助の順でいくと、その地域の力をつけていくということが災害に対しては強い力となっていくのかなと思います。これももう地域の組織、基礎組織がうたわれてから、自主防災組織という言葉が使われてから二、三年たつかと思うのですけれども、なかなか浸透していないように思うのです。区会の高齢化ということもあるのだけれども、人口減少というところもあるのだけれども、しかしながらここは強化していかないといけないと思うのです。ここの課題として捉えているところと、それと今後の展開、どういうふうに進めていくのか。そういった展開というか、展望がありましたらお聞かせいただきたい。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、まず本町には自主防災組織というのはまだ結成はされていないわけで、区会等の組織を活用して自主防災組織を活性化するのがいいのではないかというか、そういう方向に持っていけたらいいなというふうに担当のほうで考えているわけであります。

一方で、もちろん問題というか課題がありまして、高齢化で区会活動自体がなかなかままなくなっているというような論点、もちろん余市町に限らず日本全国で起こっているわけであります。こういう中で、災害時の共助の仕組みを整えていくことまで課題としてももちろん捉えているわけです。少子高齢化ですとか区会活動の難しさなどもあって、すぐにどういう解決策が思いつくのかというのは明確な回答はもちろん出てこないわけですが、引き続きこの区会との連携を密にして、自主防災組織のような活動を活性化す

べく訓練ですとか啓発活動を行っていくということに尽きるのではないかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 難しいのだろうと思います。

町民の防災組織としては、例えば消防団のようなものがありますね。住民自らの組織としては長いこと町内に根づいている組織がある。ここに核になってもらってもいいのかなと思います。各地域、地域でそういう組織があるから、そこを上手に地域の防災リーダー的な形で補ってもらうというか、そういった方法ももしかしたらあるのかなというふうに少し思ったりしました。

何にせよ、住民の一番の関心事はここなのかなというふうに思います。例えば独り暮らしになって、避難のときに自分一人では避難が困難だというときに、その体制がどうなっているのだというのがやっぱり住民の関心事として強いように思います。議会も最近ですか、住民からどこでも議会で呼ばれていたときも防災に関してでしたし、聞きたいというか、強化していただきたいという声が強いと思いますので、この体制をしっかり整えていく。多分役場だけでは全てが補えないので、自助とか共助の力、例えば自助に関しても啓発活動を強くしていかないと、備蓄品を何も持っていない家もあるかもしれないし、この差があるかもしれない。大きな災害から結構時間がたっているので、何かあったときにその備えをしている家としていない家ではまた違うと思うし、そういった全体像の強化というものをしていかなければいけないのかなと思います。その柱となるのが防災ガイドマップだというふうに思っているので、全町的に今後スピードアップして進めてほしいというか、地域力についての再度の見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん災害が発災した際には、役場職員もそ

もそも被災しているわけですから、すぐに皆さんを助けに行くということはなかなか難しいかもしれないということも想定して、一義的にはやはり自助が最も最初にすべきことだというふうには思います。もちろん、その上で共助、公助というようなサポート体制を構築する必要があるわけでありまして、備蓄品に関してはローリングストック形式にしており、最近ではシェアリングシティ大賞を受賞したりもしています。このように分散させて保存することによって、余市町が被災した際にもバックアップで別の自治体から来るというような形になっていますし、人的なリソースに関してもそのような、同時に多発的に日本全体が被災するということはあまり想定し得ないので、被災していない地域からすぐに派遣してもらうとか、そういう体制を構築していくということも必要だというふうに思っています。

いずれにせよ、防災の話は非常に町民の関心も高い必要なテーマですので、できる限りのバックアップ体制を整えるよう人口減少化、高齢化の中でどういう体制を整えるのが一番効率的なのかというのは常に考えつつ、担当のほうでも取り組んでいるということで、引き続き安心、安全の確保に向けた取組を進めていくということでございます。

○9番（土屋美奈子君） 備蓄品の話も出ましたので、備蓄品は考えていなかったのですがけれども、本町の取組が高く評価をされたということは承知しています。

道路が寸断された場合、すぐ届くかどうかということもあって、取組としてはとてもいいなと私も思っています。ただ、そういった場合の部分も少し余市町内にもあるのだろうというふうには思っていますけれども、そういった近隣町村との連携というのもすごく大切だと思っていますし、1か所の町村で物事を進めるという時代ではないのかなというふうに思っていますので、そこについ

ては備蓄品どのくらいの数を買っているという
か、町民全体の1日3食としたら何日もつか、
そのくらいで計算できるものですか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に
答弁させていただきたいと思います。

備蓄品に関しては大体、もちろん賞味期限とか
あるし、大量の量は保管できないということで、
一般的に大体30%ぐらいの備蓄の割合になってい
るのですけれども、余市町は北後志と連携して、
バーチャル上100%を達成しているというような
枠組みになっているのですけれども、倉庫はもち
ろん余市町内にもありますけれども、北広島の倉
庫から運ばれる体制になっており、基本的に3日
間分ぐらいを想定しています。4日以降は国がプ
ッシュアップ型で送ってくるということがあるか
らなのですけれども、あとは道路寸断時とかの輸
送に関しても、輸送業者ですとかヘリを運用して
いる会社があって、富裕層はヘリを例えば留寿都
とかに置いていたりするのですけれども、使って
いないときはそれを使えるような体制を整えたり、
もちろん海上自衛隊とも話し合って海路から
運べるような、様々な輸送体制を確保しながら、
防災に強い取組をしているというような現状でご
ざいます。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。

ヘリとか自衛隊とかも連携しているということ
で、私はそれを知らなかったのですけれども、心
強いかなというふうに今思いました。引き続きよ
ろしくお願いします。

要配慮者について質問をさせていただきます。
個別計画の作成というのはもう終わっていますか。
要配慮者の具体的な個別のどういった支援が
必要かという作成というのは多分終わっているの
かなと思うのですけれども、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に
答弁させていただきたいと思います。

個別避難計画に関しては、先ほども答弁したと

おり3,061人必要な方がいて、そのうちの1,870人、
現時点ですけれども、行っており、もちろん人
数が多いので、その都度作成更新していつている
というような状況です。

○9番（土屋美奈子君） 支援の計画を1,878人で
きているということなのですけれども、この支
援者とのマッチングという部分がまだなのだろう
なというふうに思います。

計画をつくっても実効性がないというか、ここ
の支援を誰がするかというところが決まっていな
いのではないかなというふうに思います。この情
報を持っているのは、民生委員の方だったりとか
かと思うのですけれども、区会では把握していな
いと思うのです。この支援体制というのは、どこ
まで情報が行くものなのか教えていただきたいで
す。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に
答弁させていただきたいと思います。

先ほどの答弁、訂正させてほしいのですけれど
も、要支援者の方3,061人いて、作成に同意した方
が1,878人ということで、そのうちのどのぐらいの
進捗状況かといったら、大体5.9%ぐらいというこ
とで、まだまだどんどんつくっていく余地がある
ということでございます。

その体制に関しては、もちろん民生委員だとか
と連携を取りながらつくっていかなければいけな
いということで、もちろん時間もかかりますし、
詳細な情報が必要ですので、きちんと関係機関や
関係団体と協力、情報共有しながらつくる必要が
あるということで時間がかかっているということ
でございます。

○9番（土屋美奈子君） 避難行動要支援者の名
簿が、要支援者の数が3,061人、そしてこの名簿の
同意を受けたのが1,878人で、一人一人の個別計画
の作成に関しては、まだまだであるということだ
すね。

この個別計画、その人その人によって支援も違

うと思うのです。認知症のある方なのか、認知症はないけれども、足に障害がある方、そういった個別計画をつくるのだらうと思いますけれども、その状況が5.9%。これも急いでいただきたいなというふうに思います。

この個別計画ができた時点で、災害時に支援をする方たちとマッチングをしていかなければいけないというか、実効性を持たせなければいけないのだけれども、そこで多分地域というものが関わることになってくると思うのですけれども、同時進行で進めていかないと、地域の自主防災組織もまだ、個別計画の作成もまだという状況でありますから、ここをスピード感を持ってというか、結構年月たっていますので、早く取り組むべきというふうに思います。そこに対してマッチング、例えば大体のめどが立っている、マッチングをどの時点から、目標としている地点なんていうのがありましたら、どこから実効性を持てる取組に入っていける計画というか、めどがありましたらお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

個別避難計画については、先ほど申し上げたとおり、まだ1,878人中111人ぐらいで5.9%というようなことを申し上げましたが、マッチングという観点からはふだん面倒を見ている方ですとか、関係機関とも連絡を取り合いながら、どういう避難経路にするのかというような計画を作成するのに時間かかるということで、もちろん都度、日々日々更新されるわけなので、状況は変わっていきますけれども、そんな中でいつまでに全部やるかというめどについては、なかなか今の段階で申し上げることは難しいのですけれども、令和7年7月に32人、さらに追加で対象者を作成予定、これは大川第5区会ですけれども、区会ごとにやりますので、もちろん担当のほうでは遅らせるつもりは全くなくて、日々スピード感を持って取り組

んでいるわけでありますが、引き続き、もちろん我々も重要なことだという認識をしているので、スピード感を持って取り組んでいくということかとはいえます。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。

町民の要望が非常に強いと私は思っているので、ぜひとも力を入れて進めていただきたいと思います。状況は分かりました。

最後に、避難所の整備、運営に関してです。これは、何度かこれまでも申したような気もしますが、例えば大きな激甚災害というか、大災害が起きた場合、なかなか全部の避難所は開かないのです。役場の職員が全部開けるとはならないと思うのです。多分運営は地域の人ややるのだけれども、では役所との連絡、中心になる人物は誰なのかというリーダーを決めるだとか、女性とかそういう要配慮者のスペースをつくるだとか、授乳、子育て中の母さんたちのスペースをつくるだとか、そういった初期に、役場がすぐに来られないときにこういった避難所を地域住民でつくったらいいかというマニュアルを各避難所に置いてほしいのです。それを作ることによって、過去にも余市町でも大きな台風が来たときもあるのですけれども、家の屋根が飛んだりとか避難している方もいたのだけれども、役場職員も大変な状況だった。家の被害を受けたりとかしていて、道路も寸断されていて。そういったときに、地域住民で何か避難所を運営しなければいけないというときに、何がどうしたらいいかというのが分からないのです。だから、その必要な事項、例えば感染症対策のためにこういったことを気をつけるとか、そういったことをマニュアルとして、いざというときそれを見ていけるようにという、そのマニュアルが欲しいというふうに私は思うのですけれども、ここについての見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

避難所マニュアルについては、現在避難者が中心となって運営することを目的としているのですけれども、もちろん日頃からやったことないのに、いきなりやってくれというのは無理な話であって、多分どなたもやり切る自信がないと思いますし、難しいと思います。だからこそ、役場の中で防災官というのがいますし、日々避難訓練などで実際の動きを想定することが重要だと思っています。もちろん発災時にマニュアルを読んで動くという時間もなかなか難しいかと思いますが、いずれにせよ整備しておくことは重要ですので、それについては整備をして、学習会ですとか避難訓練で周知するとともに、各避難所には設置して、できる限り読めばすぐに運営できるような体制は整えていく必要はあると思っていますし、そういうふうにしていくというふうに考えています。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。

このマニュアルというのは、福島の震災の後に、そっちのほうに視察行ったときに作っていたのです。そして、すごく機能していたのを見てきて、これは必要だと私が感じたものです。

町長おっしゃるように、何も分からない人たちがとても簡単に運営できるようになっているのです。それを見て設置すれば、どういう体制で組んでいけばいいのか、何に注意をすればいいのかというのが、素人だけが集まっても、ばらばらではなくて、機能できるようなつくりになっているので、調べれば出てくると思いますので、考えていただきたいというふうに思います。

最後に、町内に海外の方も多くなっているわけですが、いろいろな防災のこういったものに対して多言語化というか、そういったものについての見解をお聞きしておきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

多言語化に関しては、写真撮ってA Iに読ませ

るだけで全部やってくれるので、そんなに心配はあまりしてはいないのですけれども、紙に全部多言語やるということでもなくとも大丈夫だと思いますが、いずれにせよいろいろな方が対応できるような体制は整えて、想定はしていかなければいけないと思っていますので、引き続き防災力の強化に関しては取り組んでいくということでございます。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位5番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 一般質問通告書に基づき、質問させていただきます。

件名、クーポン配布より水道料金減免の方が町民の為について。北海道新聞デジタル版にて令和7年度余市町の一般会計補正予算にて、物価高騰対策としてお米クーポン券を全世帯に2,000円分配付と報じられた。事業費は約2,300万円となり、印刷されたクーポン券をゆうパックにて各世帯に配付予定。しかし、通信運搬費に約410万円、紙代、印刷代に15万円と経費がかかり、私はこれを見ても見ます。まだ紙かと。そして、これらの使用に伴う消費税も問題です。非食品には10%、米商品の購入時には8%課税され、本来町民に物価高騰対策で還元されるべき額が約430万円、そして消費税として国庫に約200万円返っていくこととなります。

そこで、コロナ禍のときに行われたように、水

道料金を減免、それを2,300万円で補填、減免された額で個々に高騰する米や燃料費、ギフト経済や医療費等に使用してもらう方法はどうでしょうか。これにより、クーポン配付による町職員の手間、そして小売の現場でのレジ処理の手間、そしてそれを返還、回収し、その金額を都度都度口座に振り込む手間が必要なくなり、労働負担の軽減になります。さらに、本来対策費として町民のもとに届くべき約600万円が経費と消費税で消えず、確実に還元されると思われます。

以上のことから、クーポン政策は執行部の仕事した感は感じられるが、非効率極まりなく、水道料金減免のほうが公平性も保ちつつ、スピード感もあり、有効性が高いと思われるが、町長の所感を伺いたい。

次、件名、選挙の投票率向上と選挙の学校教育について。令和6年度に行われた第50回衆議院議員総選挙において余市町の投票率は小選挙区59.16%、比例代表59.17%だった。また、近年全国的に若年層を中心とした投票率の低下が続いており、民主主義の意義が問われています。本町においても、直近の町議選における投票率を見ると、全体としても決して高い水準とは言えず、特に10代、20代の投票行動が課題となっております。夏に控えた参議院議員通常選挙に向けて、投票率の向上とこれからの取組について次の事項を伺いたい。

1、他の自治体では期日前投票所を数か所設置しているようだが、余市町ではそのような対応は考えているか。

2、投票率の向上に向け若年層をはじめとする有権者の政治参加を促進するための啓発活動について、現状と課題についての認識をお聞きたい。

3、現在18歳から選挙権を有しているが、投票率が10代、20代と平均以下で低迷している。選挙や政策について現在では義務教育課程ではどのような教育内容なのか。

次、件名、余市町の新しい道の駅について。本町ホームページによると、新しい道の駅の整備は事業化に向けて特定事業者と約2年間にわたって協議を重ねてきた。詳細協議を踏まえた提案を受けたが、町の期待する効果が十分に得られないと判断し、協議不成立となったとあった。そこで、次の事項について伺いたい。

1、町の期待する効果とは何だったのか。

2、再生可能エネルギー設備の導入の検討とあるが、詳細について説明をしていただきたい。

3、提案内容については、不成立となったため、規定により公表できないとあったが、2年もかけた協議が白紙になったことを町民に説明できないというのは今後許されない。次回以降、協議についてはこのような規定を外すことは可能か。

4、町民説明会の質問で宿泊施設についての要望があったが、現在どのような検討をされているのか。

5、余市農道離着陸場に近いが、どのような相乗効果を考えているか。

6、他の自治体の道の駅との差別化はどう考えているか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員のお米購入支援助成金事業に関する質問に答弁します。

このたびのお米購入支援助成金事業を物価高騰に対する本町の政策として提案するに至った経緯は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューに関する本町への交付限度額がこれまでの臨時交付金と比較して少額であったこと、物価高騰により全国的にお米価格が高騰し、本町においても住民生活に影響が出ていると推察できること、国は可能な限り早期に支援を実施するよう求めていること、限られた財源で幅広く本町の生活者支援を実施することを念頭に事業実施に係る補正予算を提案し、ご決定いただいた

ところでは。

次に、新しい道の駅についての質問に答弁します。1点目の町の期待する効果についてですが、道の駅を核として広域観光促進及び産業振興のための拠点形成、後志地域の交通結節点の形成、町民の交流の場の形成を図りたいと考えます。

2点目の再生可能エネルギー設備の導入の検討についてですが、太陽光発電設備、地中熱ヒートポンプ導入のポテンシャルが高いとの調査結果を踏まえ、道の駅に必要なエネルギー需要量を算出した上で、初期投資と維持管理費の両面から検証し、導入を検討しています。

3点目の提案内容の公表についてですが、事業者のアイデアやノウハウが含まれている部分に関しては、企業の機密情報が含まれるなど守秘義務が生じることから、協議内容の全てを公表することは困難です。

4点目の宿泊施設についてですが、町民説明会時点までの協議の中での事業者側からの提案であり、現在は協議が不成立になったことを踏まえ、再度民間事業者の参入の余地があるのかも含めて、事業全体の精査を進めています。

5点目の余市空港との相乗効果についてですが、緊急時における防災拠点としての道の駅との連携、また富裕層観光客向けの利用促進、観光利用などを想定しています。

6点目の他の道の駅との差別化についてですが、道の駅予定地は高速道路インターチェンジ付近に近接し、札幌、ニセコ方面からも近く、また積丹方面への起点となる地の利を生かし、質の高い海の幸や山の幸、そしてワインを核とした食の魅力を重要コンテンツとして他の道の駅との差別化を図っていきたいと考えます。

なお、選挙関係の質問につきましては、選挙管理委員会委員長及び教育長より答弁します。

○選挙管理委員会委員長（網野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の選挙の投票率向上と

選挙の学校教育に関する質問のうち、1点目と2点目について私からご答弁申し上げます。

1点目の期日前投票所についてであります。余市町におきましては期日前投票制度が導入されて以来、余市町役場に投票所を設置し、執行されています。この制度も選挙人に徐々に浸透し、昨年執行された第50回衆議院議員総選挙で投票者数の約4割が利用されている状況です。期日前投票が定着化している中、さらに選挙人が買物や通院、通学等の帰りに気軽に投票できるよう、投票の利便性、投票環境の向上、投票機会の確保等から、今年の「広報よいち」5月号でもお知らせしておりますが、7月執行予定の第27回参議院議員通常選挙からイオン余市店様のご協力の下、期日前投票所を役場とともにイオン余市店にも設置することになりました。期日前投票期間は全16日間となっておりますが、イオン余市店におきましては投票日前日の5日間を予定しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、投票率の向上に向けた啓発活動についてですが、選挙啓発はあらゆる世代の有権者に投票する行為を働きかけするものであり、余市町選挙管理委員会では従来より選挙時に町広報、チラシ、町ホームページやラインアカウント、広報車による巡回啓発、自動販売機のメッセージボードの活用や余市町明るい選挙推進協議会のご協力をいただき、街頭啓発など選挙啓発に努めております。

また、若年層への対応といたしましては、北海道選挙管理委員会との連携、余市町明るい選挙推進協議会のご協力をいただきながら、昨年は出前講座や模擬投票を余市紅志高校で実施しております。また、毎年1月に開催されております二十歳のつどい出席者に選挙啓発用冊子等を作成して配付し、若年層の政治参加の向上を図ってまいります。今後も継続して啓発活動の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいた

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の選挙の学校教育に係るご質問に答弁申し上げます。

現在義務教育課程の学習指導要領における政治的教養を高めるための教育に関しては、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことを目標としており、小学校の社会科や中学校の公民の授業を通じて、選挙や政策についての基本的な知識として、民主主義の基本原則、選挙の意義や仕組み、政党政治の役割や政策の理解等が学ばれているところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） クーポン配付はもう可決されてしまったのですが、次のこういった機会に対して物を申したいなということでもう一回こすらせていただきます。

先ほど経緯を伺ったのですが、僕が聞いた中では1,200万円のこういった対策費が来て、執行部の皆さんにどうしたらいいのかということを投稿かけた結果、どこも手を挙げなくて、政策推進課が手を挙げて何かないかなと考えた結果、米のクーポンを配ったほうがいいというふうに、何か無理やり決まったような感が僕は受けたのですが、これ事実でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

地方創生の交付金の使用に関しては、様々な議論を経ていますので、最終的には私のほうで判断しますが、その過程で各課でいろいろもんでやっているということでもございまして、何もなくて政策推進課が決めたという形ではなくて、全体で意見を出し合った中で最終的に私が決めたということです。

○13番（ジャストミートあたる君） 誰も手を挙げなかったと僕は聞いているのですけれども、事

実誤認があるところの先困るので、どこの課も手を挙げなくて政策推進課に話が回ったと僕は聞いています。いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

政策決定のプロセスに関しては、この場で深く言及することはありませんが、誰かに手を挙げてくれというような類いのものではなくて、スタッフ全体で議論をしながらアイデアを出し合うということで、何々やってくれ、何々やってくれ、手を挙げてというような類いの政策の決定プロセスではないということを申し上げておきます。

○13番（ジャストミートあたる君） 水道料金減免については、考慮されましたでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

最終的な何を行うかの決定権は私が持っておりますので、私も様々な想定なりシミュレーションする中で一つの選択肢として、もちろんいろいろな選択肢がある中で水道料金も1つあるということはもちろん考えてはおります。

○13番（ジャストミートあたる君） 私は、クーポンは無駄が多くて、よく自民党の、テレビとか新聞で読んでもカーボンニュートラルというのです。カーボンニュートラルというよりは、ゆうパック使うわ印刷代かかるわ、やたらと無駄が多いように思えるのですが、こういった点は無駄が多いと思いませんか、町長。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

どういう点をもって無駄が多いというふうに判別しているのかは、私としてはよく分かりませんので、答弁は差し控えますが、昨日の議論を聞いていると、クーポンというのは需要喚起というふ

うに捉えていらっしゃるのかと拝察しますが、そのように捉えておられるのであれば、大変純粋なお考えをお持ちのお方だと思って拝察しているわけです。

クーポンに関しては2つの意義がありまして、私のほうでまとめますと、13番、ジャストミートあたる議員がおっしゃっているのは需要喚起、すなわち事業者向け、今回に関しては価格高騰に対する福祉政策的な意味合いがあるので、2つの側面のうちの後者のほうを言っております。

部長も優しい心をお持ちだから、その点指摘して、誤りを指摘するのが遠慮してしまったのかなと思ったので、私のほうから今回指摘させていただきますが、そのように福祉的な側面であるということと、あとは町のほうで独自に発行するクーポンでありますので、いずれにせよジャストミートあたる議員が主張する水道料金との兼ね合いも、昨日も議論をしましたけれども、水道料金を減免する場合も業者との委託契約を行うわけであります。入札というプロセス、随意契約になるかもしれませんが、そういうプロセスを経て業者が作業して、そこからシステム改修してというようなプロセスを経るということで、いずれにせよ効率性の観点からはそれぞれメリット、デメリットがありますが、その点も考慮しながらやっているということで、特に無駄であるとは考えておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） 何か僕が調べたら、米販売業者にも恩恵があるようにというふうに僕は政策推進課の方から聞いたのです。恩恵があるようにというふうに聞いていますが、これでいったら事業者対象ではないのですか、町長。

それと、昨日も言いましたが、コロナのときに水道料金の一括減免のシステムが170万円かけて構築されております。これ、使わないのですか、町長。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあ

たる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、制度の趣旨といいますか、制度の理解に誤認がありますようなので、私のほうから、私優しいので、分かりやすくまとめさせていただきますが、2つの側面があって、もちろん需要喚起という点では事業者を使う。これは、例えばコロナ禍にあった旅行クーポンとか、そういう類いのもの、事業者向けですね。今回は、主眼目的は米の事業者目的ではなくて、生活者向けということで、福祉政策的な側面なので、2つの側面のうちの後者、2番目であるということをまず指摘しておきます。

水道料金に関しても、もちろんその都度システムを使う場合、コロナ禍に使ってもそのまま引用できるわけではなくて、今回新たに業者と契約をしてシステム改修するというプロセスを経るということで、担当のほうできちんと確認しております。

○13番（ジャストミートあたる君） どういった解釈が必要。コロナが終わったら、水道料金の減免のプログラムが動かなくなるのですか。そんなわけですね。何のために、ではこの間コロナ禍のときにシステム改修したのでしょうか。そういった時限的な契約でもあるのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

コロナ禍の改修は、恒常的な改修ではなくて、その都度システムをもって減免するというような仕組みを構築するというような、それをやらなければいけないので、そのための契約、システム改修というプロセスを経ている。それが、減免が終わったら、また通常のプロセスに戻すので、今通常のプロセスで運用されていますので、再度水道料金を減免する場合は入札、契約、システム改修というプロセスが必要ということです。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、せっかくアップデートしたのに、それを消してしまったのですか、それともダウンロードというのですか、システムをわざと落としたのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

私の説明がこれで皆さん理解できないようなので、私の説明が悪いのかと思いますが、一旦通常で運用しているものを特定の期間だけ減免するという場合、システムを変えなければいけないですね。システムを変えて、コロナ禍やりましたと。また、通常に戻っていますというような運用をしていると。ここからまた減免すれば、またシステムを改修するというプロセスが必要なわけで、これはテンポラル、一時的なものですので、一回やればそのまま使えるというものではないというような説明をしているのですが、私の説明が悪いということなのだと思いますが、制度の誤解があるようなので、説明を再度しておきます。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕もいろいろなソフト使っているのですけれども、一々使えない状態に戻すというのは納得いかないし、分からないです。これが効率が悪いなど。今回はこれで、水かけ論になってしまうので、これで一旦収めて、また機会を持って質問したいと思います。

町長のお考えとして、減免、減税、現金給付、クーポンの中で一番質の悪い福祉対策というのは何なのでしょう。認識を確認させてください。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

その質問自体が純粋なお考えをお持ちなのだというように思いますが、政策というのは相乗的な重層的なものであって、その状況、状況の場合によって最適な判断をするということでございまして、気をもんでいることは大変痛み入りますが、

我々のほうでも重層的に判断しながら丁寧に適切に制度設計をしているということです。現在どれが一番、ジャストミートあたる議員の言葉を借りれば、昨日愚策と言っていましたけれども、愚策なのかということの評価は私のほうでは避けますけれども、その都度その都度丁寧に制度設計をしているということに尽きるかというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 消費税に行きたいのですけれども、消費税200万円ほど国庫に戻ってしまうのですけれども、この200万円無駄ではないですか。例えば水道減免にすれば、その200万円が丸々町民に行き渡るというふうに思うのですが、そして結果的にそれで浮いた金でお米を買ったら、結局消費税行くではないかと言うのですけれども、先ほど言ったとおりギフト経済、例えば物々交換の延長線上で1,000円、2,000円払うとか、それから医療費に回せば、薬代とか処方箋を通せば消費税かかりません。ということで、町民に還元率が高いのですが、この消費税かかってしまうクーポンというのは、やはり質が悪い福祉ではないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

論点の理解が表層的ではないのかなというふうに思っています。水道料金を減免した場合も10%の消費税がかかるということと、お米の場合は8%ということで、比較考慮した場合、クーポンのほうが町民1人あたりに使える影響額のほうが大きいということ。こういう感情的な視点ではなくて、定量的な視点を持って議論をされたら、より議論に深みが出てくるのではないかというふうに思います。

いずれにせよ、政策というのは重層的な側面がありますので、その点是我々の担当部局のほうでも丁寧に設定していると。大変憂いていただくの

は恐縮な限りでございますが、こういうふうに我々としても丁寧にやっているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 後藤水道課長に聞いたら、消費税かからないと僕は聞いたのですけれども、こういった減免に対して補填する場合はかからないと確認取っています。

しかしながら、それはもう一度町長に確認したいのですが、減免、減税、現金給付、クーポン、これに差がないというふうに僕は聞こえるのですけれども、こういった一回もらった給付金なり補助金でまた消費税返す。これで別に国のGDPをこんなもので押し上げる必要ないのです。つまりもらったものは使ってしまう方がいいので、もっと効率よく全額町民に還元される策を講じるべきであって、自民党らしいお答えだなと思いました。

しかしながら、後藤水道課長の言った、これかからないと言ったのは事実誤認でよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

自民党云々の話は関係なくて、我々は余市町の執行部であって、余市町のためにやっている話なので、その点に関しての発言は削除してもらって、我々は別に自民党のためにやっているわけではないので、その点は誤解なきよう。純粋な方ですから、お願い申し上げたいと思います。

消費税に関しては、もちろん10%の消費税というのはかかってくるわけであって、後藤課長に私は聞いていないのですが、課長もそういうことは言っていない。多分聞き間違えたのではないのかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） いや、聞き間違いではないと思いますけれども、2人でちゃんと話したのですけれども、会議室で。

これは、また確認取りましょう。なので、これ

はまた水かけ論になって、水道料金ではないですけれども、水かけ論になってしまうので、一回置きます。

続いて、ゆうパック使うのですが、飲酒問題で点呼で改ざん、いわば酒飲みながら運転していたということで国交省が10万2,000件の改ざんがあったということで、運送許可取消し。昨日も言いましたけれども、トラック、バンタイプ2,500台、これ確定。軽自動車タイプ3万2,000台、これは未定ですが、これからなる予定だそうです。こういった中で、親しみのある郵便局でございますが、やっていることは・・・と変わらないわけですね。ということは、こういったのをまた利用しようというのはいかながなものでしょうか。どうぞ。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

また分析がなされていますが、言葉遣い、「・・・」というワードは、私のほうで教えてさしあげますけれども、自治体の町議会議員というのは法律的に不逮捕特権とかありませんので、ワードのチョイスは気をつけたほうがいいというのはまず指摘しておきますが、いずれにせよ配付に関しては担当のほうで郵便局ときちんと話して決めたことでありますので、日本郵政が抱えている現在の課題に関しての論点と本町の郵送の話は全く別の話でありますので、その点はごちゃ混ぜというか、同様にしないほうが賢明な議論ができるのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕もここに立っている以上は、多少の訴訟問題食らっても言いたいことを言うという覚悟でやっていますので、そこら辺のご心配は余計でございます。

・・・かどうかという面では、確実に10万2,000円を改ざんしている時点で……

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

発言の中、不穏当な発言が含まれていると考えますので、後刻調査の上、措置いたしますので、よろしくお願いいたします。

「・・」という言葉はあまり好ましい言葉ではありませんので、その辺十分考慮した上で発言をお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕は、間違っていないと思いますけれども、いいです。

そうすると、それでも郵便使いますか。僕は、使わない。

（何事か声あり）

うるさい、うるさい。

つまり、郵便局、こういった問題抱えていて、それでも無駄にお金払って、400万円ですか、これ使って、そこまでして配らなければいけないクーポンというのは何なのかと思います。だったら、水道料金減免のほうスピーディーだし、こういったカーボンニュートラル、ガソリン使って配るのですよね。紙も使って、こういったカーボンニュートラルだ、DXですか、というのも推奨している割には、まだ紙とかローテクを使って、そういった施しというのですか、やらなければいけないのか。一発水道料金減免のほう早くないですか、やっぱり。インフラも整っているし、人数もそんなにかけられないし、小売の手間も、また受け取って、それをここに持ってくるのですか。余市町に持ってきて、その都度都度入金すると。これ、ただただ手間増やしているだけではないですか。仕事を増やして需要喚起しても、一発水道料金を減免したほうが、僕は確実に町民のためになると思います。水道料金高いですから、余市町。ほかの小樽とか周りに比べて、小樽の2倍、倶知安町の2倍の水道料金です。そこをやっぱり負担軽減というのですか、気持ち的にこっちのほうが気は楽になると思うのです、クーポンもらうよりも。いかがでしょう。

（「議事進行」の声あり）

○14番（大物 翔君） 先ほど議長も申し上げておりましたが、ここは公議の場です。そして、我々は議会議員でございます。何よりも品位品格が求められると思います。

議長におかれましては、その辺の適切な対応を願いたいものであります。

○議長（藤野博三君） ただいま大物議員のほうから発言について不穏当な発言が含まれている中で、議会議員としての常識含めた中で質疑してほしいということでもありますので、先ほども言いましたとおり、後刻議事録を調査した中で対処したいと思いますので、ジャストミートあたる議員については十分その辺を注意して発言していただきたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○3番（岸本好且君） 先ほどジャストミートあたる議員の発言の中で地元郵便局を・・・・・・と発言されました。それは、この場ですぐ取消しを議長から命ずるように強く求めます。これは、現場で働いている職員に侮辱する発言であります。断じて私は許しません。

議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 協議のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

郵便局についての・・・・・・、これは言葉としては非常に不適切な言葉であると思います。

その部分についての関連の発言については、ジャストミートあたる議員に取消しを命じますので、そのように対処いたしますので、ジャストミートあたる議員、その辺もよろしくお願いいたします。

これからの質問に対しては、その辺の発言、十

分注意しながら発言していただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほどの文言は使わないようにいたします。

しかしながら、今後、時間もないので締めたいと思うのですけれども、クーポンによる支援は考えますでしょうか。こういったことは、また来ると思うのです。これからは戦争が始まり、物流が止まったときを考えて、こういった予算が組まれる可能性が高い上で、こういったものはやはりクーポンというものは再び考えられますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほどからのご発言、じっくりと私のほうで吟味させていただきますが、誠にご自身の中でのみ完結されており、私の説明が通じていないのではないかなと思って感服いたすところでございます。

先ほど申し上げたとおり、政策というのは重層的な物事、社会の需要に鑑みて水道料金の減免だとか減税、そしてクーポン配付という、様々な施策を取る中で今回はお米券という政策を取っているというわけであって、今後もちろん状況に応じて様々な施策があるかというふうに思います。一概に今後もやるのかと聞かれれば、分からないという答弁しかできないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

まだ紙文化は続くということでございまして、今回1枚目は終わりたいと思います。

2枚目の1、投票所をどのような対応をしているかということで、イオンに今回は前日5日間設置するということなのですが、このときに、ネットでも問題になっているのですけれども、本人確

認というのはどうなっていますでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（網野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員からの質問にご答弁申し上げます。

今の件は、まだ十分選挙管理委員会でも話合いがされていませんけれども、できるだけ問題のないような対処をしていきたいと考えておりますので、ご了解願います。

○13番（ジャストミートあたる君） ネット情報なのですけれども、名前と、家族一人一人に入場券というのですか、入場券届きますよね。それを持ってこなくても、現場で確認してというところが今回都知事選とかでもある区で行われたそうで、そういうときにここにあった紙を持って入場するという、そういった考慮もされていますが、こうなった場合、本人確認というのはやはり免許証だとかマイナンバーとかで確認取らないと、ネットの中で、期日前投票行ったら、もうされましたよと言われた、不穏な投稿もされております。そういった面では、本人確認というのを厳密にやらなければ、こういった簡易的に入場券、皆さんあれは投票券の引換えだと思っているのですが、入場券なのですね。つまりその入場券を持ってこなくても投票できる体制というのを今後、本町でやるのは初めてらしいですから、そういった面ではどういった対策というのを考えておられるでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（網野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁したいと思います。

今役場でやっている期日前投票も、入場券持ってこなくても、宣誓書がありますので、宣誓書に名前と、それから生年月日、住所、それを提出してもらって確認をして投票してもらおうと。多分イオンでもそういう形は取っていくのではないかなと、そう思っておりますので、十分二重投票とかそういうことのないように配慮して頑張ってい

たいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 二重投票のおそれというのが付きまとうわけですが、そういったところ、できれば本人確認、何か1つ見て、手間かもしれませんが、そういったことをやったほうがいいのではないかというふうに僕は思います。

1番は以上です。

2番は、模擬投票等をされているということで、分かりました。

3番、投票率が10代と20代は低迷している。学校教育で、これ実は制度は勉強できるのですけれども、リアルな、現実的に例えば自民党だとか公明党だとか、そういったものの政策討論とか、そういうことは、いわば政党ですね。具体的な政党名を上げて教育というのはされているのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

教育は、政治的な中立ということは非常に強く求められておりますので、ただいまご質問のございましたことはあり得ないことだと理解をします。

○13番（ジャストミートあたる君） 別に政党名使っても中立性は保てると思うのです。

というのも、何で若い人たちが行かないかという理由に、勉強したことと選挙が結びついていないのです。例えばこういう政策を言われても、では具体的にこの政党はどうか、政党政治としてどういうふうな仕組みになっているのか。だから、今回都議選で石丸伸二が二元代表制について広く知らしめるというテーマでやって、四十何人全滅したわけですが、そういった具体的にどういうふうにつながりを持って自分の1票が政治とか国に反映されるのかというのを、別にA党、B党でもいいのですが、そういったやり方でも中立性は保てると思うのですが、いかがでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

政治的な中立を確保することは非常に重要なことでございます。具体的に政党名を上げることは不適切だと思っております。そういった中で、先ほど答弁をさせていただきましたが、学習指導要領等々によってしっかりと政党政治という部分は当然学んでおりますし、政治の仕組みですね。選挙についても、本当に具体的な詳しく勉強もしております。質問にもありましたが、10代、低年齢層の投票率が低下というご指摘もございましたが、教科書の中でもそういうことは取り入れられておりますので、そういったことはしっかりと学んでいるものと理解をしております。

○13番（ジャストミートあたる君） では、10代、20代の投票率の低下というか、伸びないのは、学校教育は関係ないとお思いでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

学校教育は関係ないということではございません。私もそういった部分は、やはり投票率は高いのにこしたことはないということで理解をしているところでございますが、義務教育の課程においては主権者教育と言われておりますが、子供たちが政治や社会のことに関心を持ち、それを自分事として考えた上で選挙などに主体的に参加する態度を養うということで、こういった教育をしっかりと行って、児童生徒が基本的な知識を身につけると、それが将来的な投票行動につながるものと理解をしております。

○13番（ジャストミートあたる君） 中立性についてなのですが、具体的な政党名を言うのはタブーとなっている。ならば、政策という面ではどうでしょうか。消費税減税だとか百三十何万円の壁だとか、そういった具体的な政策で教育というのは中立性を保てますでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミート

あたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

先ほど答弁もさせていただきましたが、あくまでも義務教育課程ということで、学習指導要領における政治的教養を高めるために教育を受けさせているところでございますので、基本的には教科書にのっとった形で政治的な中立性を保ちながら教育をしているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 学習指導要領が一番なのかなと思いますが、投票率はどんどん、どんどん下がっていくのだらうなという危惧を持ちまして、次の質問に行きたいと思います。

道の駅なのですが、観光、産業振興、交通、交流とおっしゃいましたが、あそこの交通量というのは幹線道路よりも少ないと思われますが、そういった意味では交通の要とか、先ほど列举された内容というのは交通量に依存すると思うのですが、あそこで十分確保できますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

交通量にだけ着目されてご精査いただいているのであれば、非常に敬意を表するところでございます。交通量に関してはさることながら、今後の地域全体の方向性というのを重層的に、先ほどから私は何度も、いろいろな複合的要素を加味しながら政策というのは立案しなければいけないということを言っていますが、その点を見据えていただきますと、数字だけ申し上げますと、夏場の通行で例えば1日2万台ぐらい通過すると。一方で、これから高速道路が倶知安まで延伸すると。その中で有料道路と無料道路のちょうど起点となる場所である。夏場は積丹半島へのゲートウェイになると。ニセコも富裕層がたくさんいる。札幌から1時間圏内であると。そういう様々な要素を考慮した上で、インターチェンジ付近が一番適切であるというような議論はもう数年前に出ているわけでありまして、その点を考えて議論をしていた

だいたら、より深みが出るのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） なるほど。重層的なということをいただきましたが、その結果が今の道の駅なのではなかろうかと僕は思いますけれども、説得力ある重層的な策で今道の駅がどうなっているかというのを鑑みいただきたいと思います。

そうならないためにも、いろいろお考えがあつて、今の状況なのだと思いますが、今の宇宙アップルでしたか、道の駅、お忘れなきようということ言って、1番を終わりたいと思います。

あと5分となりましたので、3番の規定を外すことは可能かということに対してですが、これは外せないということを前提で進めるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

企業情報の守秘義務ということでございますが、それについてはもちろん企業との話合いの中で決まるものなので、一概にここで申し上げることはできませんが、もちろん公表していいものについては全て町民に公表していますし、今回に関しては重層的に考えて、将来に負担を残すようなことはしないという観点から中止したものであります。もちろんその状況によって変わるようになるかと思うのですが、もちろん外す場合と外さない場合、それはそれぞれの企業と話合いだとか、その時々状況によって変わるのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） ぜひ町民の知る権利を優先して、できるだけ多くの情報を、もし駄目になったときも含めて提案していただきたいなと思います。

3番は以上です。

4番、宿泊施設の要望あつて、町長は余市町に

は宿泊施設が少ないということで、検討したいということをたしか言っていたと思うのですが、宿泊施設をもしやるとなったら、どの程度の規模をお考えですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

制度についてのご理解がまだ不足しているようなので申し上げますと、これは我々が決めるものではなくて、企業からの提案に基づいて町と協議しながら決めるものであって、宿泊施設を造るか否かの判断も含めて、今は決まっていないという状況でございます。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、町長の意見は反映されないということでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

必ずしもそうは言っていないわけであって、ご自身の中で完結されているというふうに、非常に敬意を表するところでございますが、私はそういうことは一言も言っていないわけであって、民間企業からの提案を受けて、町とのやり取りの中でその時々の場合に応じてどういうものが必要なのか決まっていくということでありまして、現在、もちろん数年前と今では状況変わって、様々な投資が入ってきているわけだから、今後の道の駅において宿泊施設が必要かどうかに関しては、その時々判断になるということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

時間ないので、5番で最後にしたいと思います。富裕層に対して相乗効果を考えているということだったのですが、どちらかのイベントがあったときの駐車場としても使えるのではないかなと。例えば味覚まつりは渋滞が起こって、なかなか空港

内部に入れないと。そういった意味では、駐車場としても使えるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨としては、道の駅が駐車場のスペースとして使えるのではないかなということでしょうが、もちろん道の駅は駐車場的な役割を担う施設にもなりますので、駐車場として使うことは想定しているのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 駆け抜けて6番行きたいと思うのですが、差別化に対してワインとか、そういったことを考えているということだったので、RVパークとか、結構敷地17ヘクタールぐらいありますから、RVパークというのはいかがでしょうか。考えていますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来から説明していますとおり、企業が主体的なもので、その話合いの中で今後決まってくというふうに思います。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらに昼食も含め、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言を許します。

発言順位6番、議席番号6番、庄議員の発言を許します。

○6番（庄 巖龍君） 令和7年第2回定例会におきまして、さきに通告をいたしました一般質問1件につきまして答弁方よりよろしくお願い申し上げます。

件名、中学校のフッ化物洗口について。人生100年時代を迎え、生活習慣病関連の改善は治癒から予防へと方向性が示され、病気になってからの対応だけではなく、社会全体で予防、健康づくりへの支援を強化する必要があると厚生労働省は示しております。

また、前述の方策は我が国の根幹をなす社会保障制度の持続可能性にもつながり得るとの側面があります。

本町においては、町立保育所、小学校において既にフッ化物洗口が実施をされております。中学校においては、いまだ実施に至っておりません。

フッ化物洗口とは、フッ化ナトリウムの水溶液でぶくぶくうがいを行い、齲蝕予防、虫歯を予防する方法として第一大臼歯が生え始める4歳頃から開始をし、第二大臼歯が生え終わる14歳頃、中学校卒業時まで継続するのが効果的であるとされております。

コロナ禍において、中学校でフッ化物洗口実施が困難であったことは推測ができます。現在では、新型コロナウイルス感染症が終息を迎え、中学校でのフッ化物洗口実施に向けての準備が整ったと推測をいたします。

虫歯は、小学生において一番多い病気であり、第二大臼歯が生え変わる中学生以降に急速に有病になる傾向が明らかにされております。

フッ化物洗口は、あくまで小学校児童から中学校生徒に至るまで厚生労働省や各都道府県、各自治体が推奨するものであり、決して義務づけるものではなく、実施に当たっては保護者の同意を前提とするものであり、強制ではないことは明らかであります。

結びに、文部科学省の学習指導要領では、小中

学校は生きる力を育む場となっております。フッ化物洗口実施により、中学生の虫歯の低値化の一助となるのであれば、将来を見据えた生きる力を育む学習指導要領に合致すると考えます。以下、お伺いをいたします。

小学校での誤飲事故の有無。

実施に向けての現段階での状況。

集団洗口の効果。

実施の場合のプロセス。

歯科医師会との連携について。

以上、よろしくお願いします。

○教育長（前坂伸也君） 6番、庄議員の中学校のフッ化物洗口に関するご質問に答弁申し上げます。

フッ化物洗口事業につきましては、乳幼児期、学童期を通じて、虫歯のない健康な歯と口腔をつくることが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることの基盤になるものと承知しており、本町においては平成28年度から小学校において実施しているところであります。令和2年度から4年度の期間につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止をしておりましたが、令和5年度より再開をしており、例年7割を超える児童が希望していることから、フッ化物洗口による虫歯予防の有効性と安全性は広く認知されているものと認識しております。

ご質問、1点目の小学校での誤飲事故の有無につきましては、これまで小学校からの誤飲事故に関する報告は受けておりませんが、引き続き児童の安全を最優先に教職員がマニュアルに基づき適切に実施してまいります。

2点目の実施に向けての現段階の状況につきましては、現在中学校での実施に向け校長会と協議を進めているところであります。

3点目の集団洗口の効果につきましては、集団でのフッ化物洗口は個別対応に比べて児童生徒に対して広く機会を提供するもので、継続的な予防

効果が期待されるものと認識しております。

4 点目の実施の場合のプロセスにつきましては、引き続き学校関係者と協議を進め、希望者の事前把握、予算の積算、歯科医師会、薬剤師会との協議、保護者への説明を想定しております。

5 点目の歯科医師会との連携につきましては、これまでも学校歯科健診等において連携を図ってまいりましたが、フッ化物洗口実施に際しても専門的な助言、指導をいただきながら、安全かつ効果的な運用を目指してまいりたいと考えております。

○6 番（庄 巖龍君） 1 点目でございますが、誤飲がなかったということで、誠によろしかったと思います。

その中で、今本町の小学校につきましては、週何回実施をされていらっしゃるのか。

また、こちらのほうは保護者のほうからアンケート等を取られていると思いますが、何割程度の保護者が希望されているのか、分かる範疇でお答えいただきたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 6 番、庄議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

実施につきましては、週 1 回実施をしております。

実施割合でございますが、保護者から希望を取りまして、現在では 7 割を超える実施率となっております。

○6 番（庄 巖龍君） 2 点目に移らせていただきます。

実施に向けての校長会等々のお話合いの中で、具体的なお話が出ているということでございましたら、何か。また、併せて担当課の部課長さん含めまして現場のほうに出向いていらっしゃるかどうかということにつきましてお伺いしたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 6 番、庄議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

答弁いたしました。校長会等の協議について

でございますが、具体的に申し上げますと、年度初めの校長会において中学校のフッ化物洗口について検討する旨を提起いたしまして、その後教育部長が学校を訪問しまして、校長会の事務局長と実施時間や対象学年等の課題、さらには希望者の事前把握の必要性などについて協議を行っております。

○6 番（庄 巖龍君） 3 点目に移らせていただきます。

集団での洗口ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、他町村の事例から見ますと、ぶくぶくうがいということで、なぜこの子はフッ化物洗口しないのということもございまして、する生徒としない生徒、する生徒はフッ化物を入れたうがいをする、あるいはフッ化物を入れないで、ただ水だけでうがいをする、洗浄するということがあります。

特に中学校でこれから実施に向けて動き出すとなれば、やはりちょうど思春期ということもございまして、そういった意味では非常に、今大変教育現場も難しいというか、大変な状況にあるというふうに私は推測をするところでございますので、その中でいじめの温床になってはいけないということもございまして、その辺についての教育長の水道水を使ってやるというふうな配慮等についてご見解を伺いたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 6 番、庄議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

ただいまご指摘、ご提言を受けました教育的観点からの配慮でございますが、そういった配慮は私も必要であると、このように認識をしております。

本町におきましても、小学校で導入の際にそういった、今議員さんのご質問にもありましたが、いじめの温床等々にならないように、そういった配慮も必要であるということで説明をした経過もございます。

そういった中で、現状では今小学校は放課後です。やっておりますので、そういう洗口してすぐ帰るという、そういう児童さんも多いということです。そういった中で、トラブルもないとは聞いておりますが、一部ではそういった配慮が必要な場合であると教師が判断したときに、今議員さんが言われた液を入れないで水でうがいをするという事例はあるというように確認はしております。

○6番（庄 巖龍君） 実施に当たりまして、私の調べた範疇の中で、北海道教育庁の健康・体育課、後志振興局と連携を取られていることは大変望ましいことかというふうに考えております。この実施に当たりまして、フッ化物洗口、北海道からの支援事業ということで2,242万1,000円の補助金が対象となっているということが掲載されております。もしもこの公的資金を受けられるということであれば、ぜひ活用していただきたいと思いますが、この辺につきましてのご見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

ただいま道の補助事業についてご提言がございました。小学校の導入時には活用はしておりませんが、今ご提言のあった補助事業につきましては、中学校で実施する場合は町の財政部局と協議の上、活用について検討してまいりたいと考えております。

○6番（庄 巖龍君） 私の息子、娘が、町のほうでは平成28年から実施をされておまして、余市町に在住の、たまたま私の子供たち、またそういった方々とお話をする機会が結構多くございまして、その中でフッ化物洗口を小学校でやった。たまたま余市町の町立保育所でもされていますし、また一部保育施設でも行われているという事例も踏まえまして、笑談しながら意見交換をお聞きいただいているときに、フッ化物洗口を行うことによって、フッ化物洗口が全てとは言いません。

実際のところ、歯磨き粉というのはフッ素が含まれているのは医薬部外品、すなわち歯磨き粉は92%はフッ素が含まれているわけです。ということは、歯磨きを、それから遺伝等々ありますけれども、フッ素の入っていない歯磨き粉を探すのは100個のうち8個しかないのです。大変難しいです。

いろいろな町民の方々、特にお子さんをお持ちの方々が、そういったフッ化物洗口を行うことによって、もう成人になった方々のお話を聞きますと、まだうちの子、虫歯がないのだよと。特に、ここに書いておりますけれども、第一大臼歯、これはちょうど奥歯、親知らずから2本前ですね、4歳から14歳までの間、最初に生えてくる歯です。第二大臼歯、これは親知らずの1本手前、これが4歳から14歳までの間にフッ化物洗口することによって非常に効果があるとされております。そのような町民からの同世代の方々の親御さんとの会話、保護者の方々の会話の中から、このフッ化物洗口についてご意見、お話を聞いております。それについて、教育長、それを参考にさせていただければと思いますが、ご所見があれば。

○教育長（前坂伸也君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にもございます4歳から開始し、14歳まで継続して実施をすれば非常に効果があるということで、これは私ども通達もそういう形で確認をして、さきの代表質問においてもそういった答弁をさせていただいているところでございます。

ただいま町民からの要望ということもございましたが、私のほうにも、先ほどご質問にもありましたが、町では保育所も4歳から実施をしております、小学校までやっていると。14歳まで効果あるということであれば、中学校でも実施をしてほしいという要望を私も受けているところでございます。

そういったことを踏まえて、あとは他の自治体、

近隣でいいますと仁木町、赤井川村などでもやっている実情もございまして、そういったことも含めまして、私ども現在実施に向け校長会と協議をしているところでございます。

○6番（庄 巖龍君） 私が質問する前に、教育長のほうから答弁があったという。

令和5年1月6日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課のほうから学校におけるフッ化物洗口ということで各教育委員会、あるいは民生部ですね、そういったところに事務連絡という形で出ております。そちらの中に詳しく書いておりますので、私が答弁を求める前にそちらのほうはもう十分に見られているということでございますので、それは承知をいたします。

結びとなりますけれども、お話をさせていただきたいのでございますけれども、関連があるものですから、私見を申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど教育長から答弁をいただきましたとおり、小学校において7割の生徒が希望されていらっしゃるということでございます。今現代社会において、いろいろな価値観、あるいは考え方、そういったものについて私はあえて否定はいたしません。いろいろな考え方があって、それはしかるべきだと思っております。このフッ化物洗口について、私の家はいいですよという方がおられれば、それはよろしいと思います。また、受けたいという方がおられればいいと思います。

しかしながら、私が一番申し上げたいのは、話は脱線するかもしれませんが、明治35年に、ご存じの方いらっしゃるかと思いますけれども、今の余市駅が蘭島と然別が開業したことによって鉄路が……。そして、その後明治40年、1907年に余市駅が国有化をされまして、北海道鉄道の国有化に伴って国鉄の中に移管されているのです。要するに、実は、余市駅の成り立ちというのは、名もない町民が土地を寄附したのです。1坪であり50坪

であり、中には100坪寄附した人がいるかもしれない。そういった名もなき人たちがこの余市の町に駅舎が、鉄路が、そういう望みを持って、名もなき人たちがこの駅舎を造られた。ちょうどこの7月1日で118年目を迎えるということでございます。一年の計は穀を樹うるに如くはなし、十年の計は木を樹うるに如くはなし、終身の計は人を樹うるに如くはなし、これは、管子が申された国家百年の計でございます。

今余市町におきましては、齊藤町長が日々の激務をこなしながらも、余市町の貴重な財源となり得るワインブドウに特に注目をして、そういったことについて日々の政策はもとよりのこと、これに特化してやっている。これは、まさしく国家百年の計で、それは歴史が証明すると思っております。

この後、今中学校でフッ化物洗口すること、このことについて、今中学校の14歳の子供が75年後、あるいは中学校の12歳の子供であれば78年後、そのときには、憎まれっ子世にはばかるという言葉もございますので、私はその頃に多分いないとは思いますが、ぜひともこのフッ化物洗口を実施することによって、先ほど申し上げましたとおり、町長もそうですが、教育長といたしまして、将来にわたっての未来の子供たちの健康を、まして公教育にあつてこういったことをぜひ、やる、やらないはあくまでも、何度も申し上げるようでございますが、これは保護者の選択でございます。それを踏まえまして実施に向けて、28年度に行われたフッ化物洗口についてもいろいろと時の教育委員会のご苦労もお聞きしております。そのような中で、今後教育長といたしまして、教育行政のトップといたしまして、ぜひご尽力いただきたいと、かように存ずる次第でございますが、いま一度教育長のご答弁を。

○教育長（前坂伸也君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

いろいろご提言を受けたところでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国の通達等々により4歳から14歳まで継続実施することが虫歯予防に大きな効果をもたらすということが示されております。他の自治体で中学校で実施をしている実態もございます。そういった中で、健康格差を減らすということも含めて、我々も今中学校の実施ということで検討しているところでございますが、過去のいろいろ経過も議員のほうからご指摘がございましたが、当然のことではあります。しっかりと説明責任を果たしてまいりたい。特に生徒と教職員に過度な負担をかけないということをやまずは第一に実施に向けて協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○6番（庄 巖龍君） 最後になりますが、何度も繰り返しで申し訳ございませんが、これは選択をできるというのはあくまでも保護者でございます。ですから、公教育の場において、そういった子供たちのフッ素物洗口を受けたいという方々、特に私聞いている限りでは、フッ化物洗口を行っていないということで自分の家でフッ化液を買ってきてうがいをされているという保護者の方が何人か聞いております。そういった事例もございますので、いろいろなお考えがあることは私は十二分に承知をしております。しかし、その意見をあえて私は否定はしません。いろいろな考え方あっていいと思います。しかしながら、公教育においてその権利をぜひとも尊重していただいて、今後とも進めていただきたいと思いますので、教育長の答弁を求めまして、最後の質問とします。

○教育長（前坂伸也君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

いろいろご質問いただきました。ありがとうございます。公教育の在り方等々にもご提言もいただきました。そういった中で、言われましたように実施に当たっては保護者の希望の方で、実施を

否定される方は受けなくてもいいという、そういう弾力的な対応もさせていただいているところでございます。そういった中で、繰り返しになりますが、健康格差を減らすということ、そういった観点からも、今後においても実施に向け協議を進めたいと考えておりますので、再度ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 庄議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明25日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時58分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 1 番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 1 3 番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 1 4 番 大 物 翔